

## 北谷町駐留軍用地跡地の利用の円滑な推進に関する要請決議

北谷町のキャンプ桑江北側部分については、平成13年度頃に約40.5haの返還が日米合同委員会で合意されております。

キャンプ桑江は、SACO最終報告で、該地も含めて約99haが平成19年度末を目途に返還されることになっております。

北谷町及び関係地権者では、返還後直ちに事業実施ができるように跡地利用計画を策定することにしておりますが、返還まで2年余しかなく、それまでに解決しなければならない課題が山積しており、その対策に苦慮しているところであります。

また、過去の県内駐留軍用地返還跡地における土地区画整理事業では、返還から事業完了まで平均14年と長期間を要していることから、現行の支給期間では跡地を使用収益できるまで地主の生活補償がなく、地主に不安を抱かせております。

つきましては、このような返還軍用地の諸問題解決について、特段のご尽力とご高配を賜りますようお願いいたします。

記

1 キャンプ桑江返還予定地の課題解決に関することについて

- (1) 埋蔵文化財発掘を国の支援により行うこと
- (2) 大雨のたびに冠水する返還予定地の排水路を改良すること
- (3) 返還予定地と国道との段差を解消すること
- (4) 返還予定地に環境汚染の問題が残らないように対処すること
- (5) 返還跡地利用に際し、その他地権者に不利益にならないよう国の特段の措置を講ずること

2 「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」の改正について

(1) 「給付金支給」要件の改正

軍用地の返還にあたっては、所有者へ不安を抱かせないよう、また、計画的な跡地利用が図られるよう、給付金の支給期間3年を7年に延長すること。また、特別管理費が控除されない給付金支給の期日の設定と限度額(1千万円)を撤廃すること

3 「国有財産の活用」の措置

(1) 本町キャンプ桑江返還予定地に所在する国有財産を、本町に無償譲渡、無償貸与できる措置が講ぜられること

以上、決議する。

平成11年9月28日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 大蔵大臣 沖縄開発庁長官 防衛庁長官 防衛施設庁長官 那覇防衛施設局長  
沖縄総合事務局長